

発表タイトル

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票所における投票用紙の誤交付について

1. 内容

令和4年6月30日（木）伊奈町役場内期日前投票所において、当町では投票できない（選挙人名簿に登録のない）方1人に、誤って埼玉県選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付し、投票させてしまった事案が発生してしまいました。

2. 原因

名簿対照の際、氏名の確認のみしか行わず、その他の生年月日や住所の確認が不十分であったため、投票に来た当町では投票できない方を、同姓同名の選挙人と誤って受付処理をしてしまいました。

3. 現在の対応

当該投票にかかる受付を取り消し、本来選挙人名簿に登録のある、同姓同名の選挙人と誤って受付処理をされた選挙人が投票できる状態にいたしました。また、誤って交付をした方が他の市町村で二重に投票しないよう、関係する選挙管理委員会と調整を行いました。

4. 再発防止策

選挙人受付の際、投票システムの操作手順について、生年月日から検索を行い、次に住所、氏名、生年月日という複数の情報を確認することを徹底いたします。